

附 則 (平成二十八年三月一五日経済産業省令第三六号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号) 抄

（施行期日）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日経済産業省令第五〇号)

（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年六月十二日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和六年二月二九日経済産業省令第一〇号) 抄

（施行期日）
1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一（第一条の二関係）

様式第三

削除

様式第四

様式第五

